

記入上の注意

※ 記入にあたっては、黒又は青のボールペン等の消えない筆記具により記入してください。
(筆跡を消すことができるペンや鉛筆を使用することはできません。)

【申請者（保護者等）】の欄は、次によって記入してください。

この給付金を申請できる保護者等とは、原則として親権者（父母。父母がいない場合は代わって親権を行う者。）です。親権者がいない場合は、扶養義務のある未成年後見人、主たる生計維持者の順で申請者となり、それらすべてがいない場合のみ生徒本人が申請者となります。

なお、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

【対象となる高校生等について】の欄は、次によって記入してください。

ア 「対象となる高校生等」とは、イに記載する高等学校等に在学する生徒のことです。

イ 対象となる高校生等が在学する「高等学校等」とは、私立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ウ 「課程」の欄は、該当する学校の種類、課程にチェックしてください。

なお、専修学校の場合、昼間学科は「全日制」、夜間等学科は「定時制」にチェックしてください。

【扶養親族の状況及び扶養誓約について】の欄は、次によって記入してください。

非課税世帯であって、対象となる高校生等の兄弟姉妹（※）を扶養している場合に、その兄弟姉妹について記入してください。

（※）：平成13年7月3日～平成21年7月2日生まれの兄弟姉妹（中学生は除く）

【振込先口座】の欄は、次によって記入してください。

振込先口座は原則として、申請者（保護者等）又は申請者以外の保護者等の口座としますが、対象となる高校生等の口座でも構いません。それ以外の口座の場合には、委任状（権限委譲用）が必要です。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

ア (1)①・②、(2)①～⑥又は(3)①のうち、該当する1つにチェックしてください。

イ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。なお、親権者全員が「ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、課税証明書等を提出できない場合」に該当する場合は、(2)⑤又は⑥もしくは(3)①の「親権者が存在しない場合」に該当します。

【誓約・委任欄】は、次によって記入してください。

記載内容について確認の上、申請者が自署してください。

添付書類

①＜生活保護受給世帯・非課税世帯共通＞

ア 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等の写し）

※ 第2号様式へ添付してください。

イ （該当者のみ）委任状（未済用）

授業料以外の納付金（PTA会費、生徒会費など）に未済がある場合にのみ添付

ウ （該当者のみ）委任状（権限委譲用）

申請者（保護者等）、申請者以外の保護者等または対象となる高校生等の口座以外を振込先に指定する場合

②＜生活保護受給世帯＞

①に加えて次のア～ウの書類のうちいずれか

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（第3号様式）

イ 生活保護受給証明書（写し可）

ウ 対象の高校生等の個人番号（マイナンバー）が分かる書類の写し

③＜非課税世帯＞

①に加えて次の書類

令和6年度市町村民税・県民税 非課税証明書（写し可）（※）

（※）就学支援金申請時に個人番号（マイナンバー）をご登録（入力）していただいている場合は、非課税証明書の提出は不要です。

留意事項

ア 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

ウ 不正に奨学給付金を受給した場合は、全額を即時返還していただきます。

エ 第1号様式及び別紙において、「道府県民税」には都民税を含み、「市町村民税」には特別区民税を含みます。